

多賀城市民スポーツクラブ自主事業 スポーツ活動指導者派遣事業実施要項

1 目的

地域や企業などにおける健康増進活動の取り組みを支援し、地域コミュニティの活性化を促すとともに、指導者派遣事業の対象領域を広げることを目的とする。

2 派遣対象

- ・企業、行政、多賀城市内の地域団体、多賀城市外の団体

3 派遣申込方法

派遣日の最低1か月前までに、指導者派遣申請書（様式1号）に必要事項を記入の上、多賀城市民スポーツクラブ事務局へ提出する。

4 指導者の決定及び通知

指導内容、派遣日程が記載されている申請書を提出後、指導者と調整し、1週間以内に申請者へ通知する。

5 事前打ち合わせ、準備及び活動中の傷害保険

(1) 打合せ

実施内容の確認のため、スポーツ指導者と事前打ち合わせ行います。

(2) 準備

派遣時に必要な準備物については、申請者側で準備して頂きます。

(3) 活動中の保険

参加者の活動中の傷害保険については、申請者側で加入してください。

指導中に発生したケガの補償については、対応いたしません。

6 スポーツ指導者及び派遣人数

(1) スポーツ指導者

多賀城市民スポーツクラブに在籍している指導者または、多賀城市体育協会加盟団体に所属するスタッフ

(2) 派遣人数

1回 最低1名

指導内容や参加人数などを考慮して、申請者と協議の上、派遣人数を決定させていただきます

7 派遣料、派遣時間及び交通費

(1) 派遣料、派遣時間

i 派遣料

(1人当たり/円)

| | 地域団体等 | 企業 | 行政機関 | 備考 |
|-------|--------|--------|------|----|
| 多賀城市内 | 3,000円 | 5,000円 | | |
| 多賀城市外 | 4,000円 | 5,000円 | | |

ii 派遣時間

1回あたり概ね3時間程度 ※ それ以上の時間となる場合は、要相談

(2) 交通費

多賀城、塩竈、七ヶ浜以外の市町村からの派遣申請の場合は、交通費実費分を別途必要とします。計算方法は、公共交通機関を利用した額もしくは、自動車の場合は、一般道の最短距離で計算した額とする。単価は、**1km15円**とする。

8 派遣料の支払い

原則事業終了後、多賀城市民スポーツクラブ事務局にて支払うものとする。

9 満足度のニーズ調査

派遣終了後、申請者にアンケートの記入をして頂きます。

10 申込・問い合わせ先

特定非営利活動法人多賀城市民スポーツクラブ事務局 担当 事業運営グループ

電話：022-365-1918/1911 FAX：022-365-1900